

災害被害者に対する市民税及び固定資産税の減免に関する要綱

第1 通則

- 1 京都市市税条例（以下「条例」という。）第35条第1項第3号の規定に基づく市民税の減免及び条例第55条第1項第1号の規定に基づく固定資産税の減免については、本要綱に定めるところによる。
- 2 第2及び第3に基づく市民税及び固定資産税の減免については、減免すべき事由発生の日以後に納期限の到来する税額（特別徴収に係るものにあつては、当該事由発生の日の属する月以降に係る月割額。以下「税額」という。）について適用されるものである。

第2 市民税（法人の市民税を除く。）

- 1 震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により、損害を受けた納税者で次の各号の一に該当する場合は、当該納税者の税額（第4号から第8号までに掲げる場合にあつては、それぞれ当該農業、山林又は事業により生じる前年中の所得に対応する所得割額）について、次項に定めるところにより減免する。

この場合において、2以上の事由に該当することとなるときは、減免率の大なるもの一について適用があるものとする。

- (1) 地方税法（以下「法」という。）第72条第5項、第6項又は第7項（現行 第72条の2第8項～第10項）に規定する事業を営む者にあつては、住所地において住居の用に供する家屋（以下この項において「住居用家屋」という。）及び本市の区域内において主な事務所若しくは事業所の用に供する家屋について3割以上の損害を受けた場合
 - (2) 前号以外の者にあつては、住居用家屋について3割以上の損害を受けた場合
 - (3) 住居用家屋内の家財について3割以上の損害を受けた場合
 - (4) 主として農業より生じる所得によって生計を維持する者が、その耕作する農作物について3割以上の損害を受けた場合
 - (5) 主として山林より生じる所得によって生計を維持する者が、その立木について3割以上の損害を受けた場合
 - (6) 法第72条第5項（現行 第72条の2第8項）に規定する事業を営む者が、商品、原材料、製品及び仕掛品等について3割以上の損害を受けた場合
 - (7) 法第72条第6項（現行 第72条の2第9項）に規定する事業を営む者が、家畜、魚類、飼料その他事業に必要な施設等について3割以上の損害を受けた場合
 - (8) 果実の栽培を業とする者が、その栽培する果実及び果樹その他事業に必要な施設等について3割以上の損害を受けた場合
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合
- 2 前項各号の一に該当する納税者については、次の表に掲げる区分に従い、それぞれ該当欄に掲げる率を税額に乗じて得た額を減免する。

減免率 損害区分 前年中の総所得金額 及び山林所得金額の合計額	減 免 率	
	5割以上	3割以上
5,000,000円以下	10割	5割
5,000,000円超 7,500,000円以下	5割	2.5割
7,500,000円超 10,000,000円以下	2.5割	1.25割

備考 土地等に係る事業所得等の金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額（現行 削除）、分離課税の長期譲渡所得金額、分離課税の短期譲渡所得金額又は株式等に係る譲渡所得等の金額（現行 先物取引に係る雑所得等の金額を含む。）がある場合には、上記の表中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、条例附則第17条の6第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、条例附則第17条の7第1項（現行 削除）に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、条例附則第18条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額（条例第27条第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、条例附則第19条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、条例附則第19条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（現行 条例附則第19条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を含む。）」とする。

3 納税者又はその扶養親族が災害により、次の各号の一に該当する場合には、当該納税者に係る税額について、それぞれ当該各号に定める額を減免する。

(1) 納税者又はその扶養親族が死亡し、又は障害者（法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった場合

税額の全部

(2) 納税者又はその扶養親族が重傷を受けた場合

税額の5割相当額（ただし、重傷を受けた納税者が主たる生計の維持者である場合は、税額の全部。）

第3 固定資産税

災害により甚大な被害を受けた固定資産については、当該固定資産に係る税額について次の表に掲げる区分に従い、それぞれ該当欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を減免する。

(1) 家 屋

損 害 区 分	減 免 率	
流失、埋没、山崩れ、土砂流入、床上浸水等により損壊した部分が当該家屋の	5割以上	10割
	4割以上	8割
	2割以上	5割

(2) 土 地

損 害 区 分	減 免 率
ア 埋没、流失又は水没した農地	10割
イ 冠水又は浸水等により農作物について甚大な損害を受け、又は作付不能となった農地	
ウ 用水路及び堤塘等かんがい施設等の損害により利用価値が減少した農地	利用価値の減少割合
エ 利用価値が著しく減少した農地以外の土地	
オ 立木について2割程度を超える損害を受けた山林	損害割合が2割を超える部分の割合

(3) 償却資産

損 害 区 分	減 免 率
流失又は全壊等により使用不能となった償却資産	10割

(4) 前3号の表に掲げる損害区分に該当しないが、これらに準じると認められる被害を受けた場合で、市長が特に必要があると認めるときは、当該各表に準じて減免する。